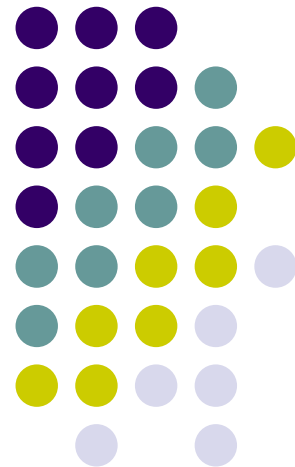
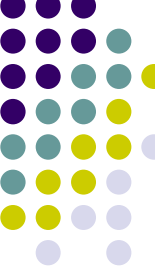


中小企業振興基本条例とはなにか

一般社団法人 北海道中小企業家同友会





1. 中小企業振興基本条例とは

日本の企業の99%、従業員の80%は中小企業で働いており、日本の経済・雇用の担い手である中小企業が緩やかに窒息すると、日本の地方が喪失していくことになります。そのようなことにならないために、地方自治体の責任において宣言するのが中小企業振興基本条例です。

2. 中小企業とは？

全国の全事業所数

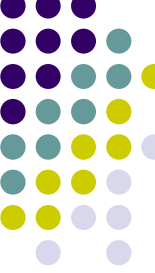
99%

全国の事業者数の99%が、中小企業。

2001年に民間企業が612万社で、
その内、中小企業は607万社の
99.2%を占めている。

自営業者数が異常な勢いで減っている。

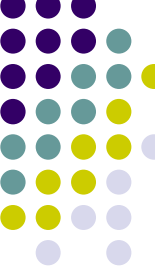
(2001年総務省統計)



全国の労働人口



民間で働いている5,468万人の79.9%の
4,370万人が中小企業で働いている。



中小企業の生産高

50%

- 国内生産の50%を中小企業が占めている。

3. 中小企業基本法の制定



< 背景 >

- 1961年に農業基本法ができ、その2年後の1963年に中小企業にも基本法が必要だということから生まれたのが「中小企業基本法」

< 内容 >

- 中小企業の国民経済における役割の強化
- 経営の近代化
- 生産性の格差是正
- 中小企業の国民経済における役割とは、輸出振興を担う重化学工業を通じて日本経済の発展で、中小企業が大企業に追いつくようにするのが中小企業政策、国の政策の役割である。

4. 中小企業基本法の改正 (1999年)

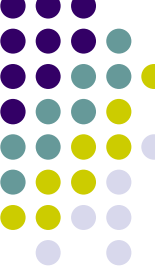


旧法 1963年制定

第4条「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講じるように努力しなければならない。」

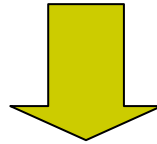


旧法では、補助金支援事業の内容に基づき、ほとんどの自治体は国の行うメニューの範囲で施策を実行してきた。



< 第6条 > (地方公共団体の責務)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し国と適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。



地方の条件に応じた形で施策を策定し、実施するように、と書かれている。新中小企業基本法では、自治体は政策立案から実施までを行う責務が生じた。

5 . 中小企業振興基本条例は なぜ必要か



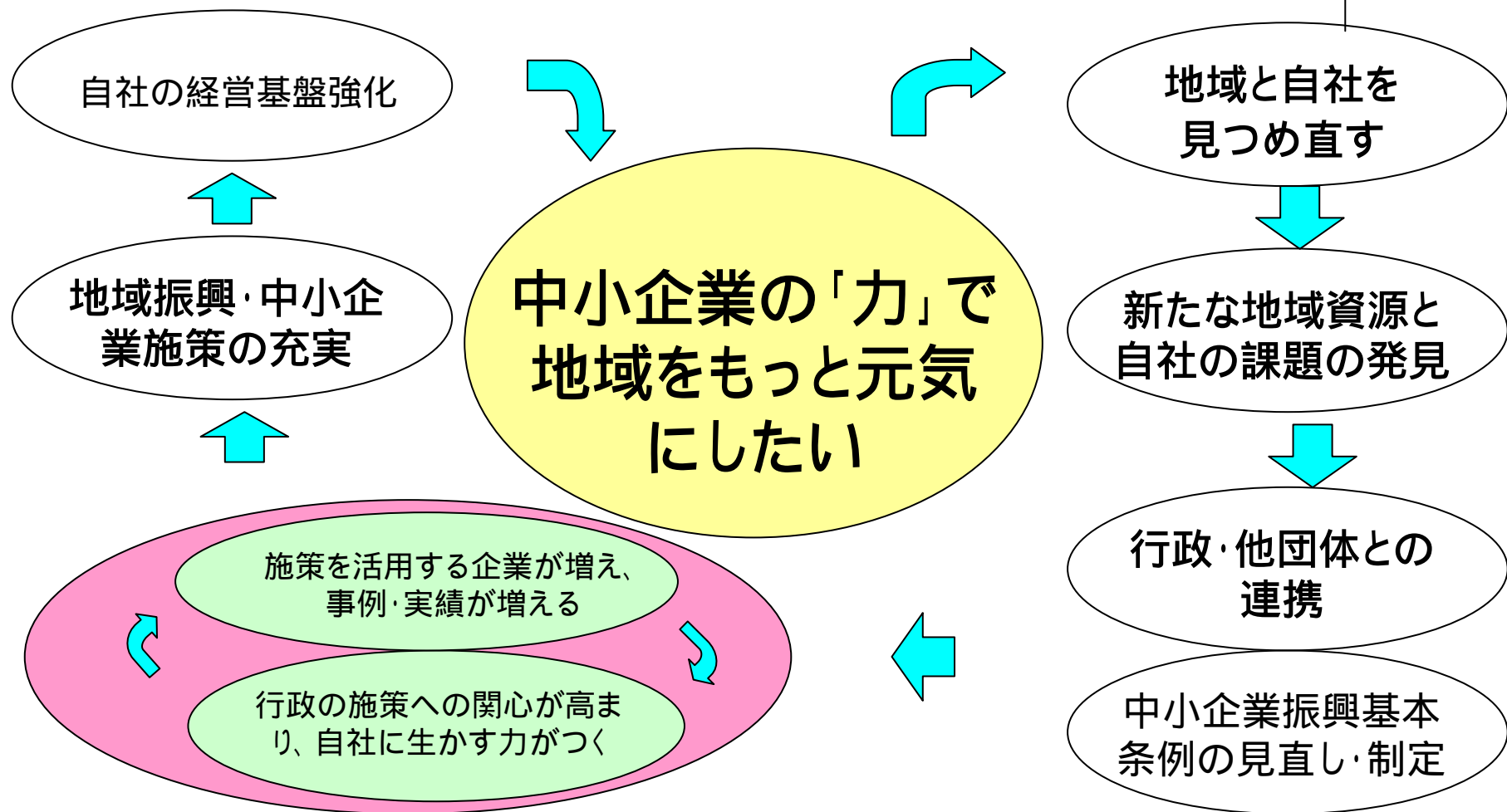
- 自治体の立場を明確にする
- 地域の中小企業への理解を得る
- 行政の姿勢の連続性を担保する

慶応義塾大学経済学部 教授 植田 浩史氏

(「自治体の地域産業政策と中小企業振興基本条例」:自治研究社P58)

6. 条例制定運動が生み出すもの

～地域と中小企業発展のサイクル～





7. 県レベルでの振興条例

- ・2002年 埼玉県
- ・2004年 茨城県
- ・2005年 三重県
- ・2006年 福島県
- ・2007年 千葉県 熊本県 **北海道** 青森県
- ・2008年 奈良県 徳島県 沖縄県
- ・2009年 福井県
- ・2010年 大阪府

8. 市区町レベルでの振興条例

- ・1979年 墨田区
 - ・1983年 港区
 - ・1990年 葛飾区
 - ・1991年 台東区
 - ・1992年 千代田区
 - ・1995年 大田区 中央区
 - ・1998年 中津川市
 - ・1999年 世田谷区
 - ・2000年 目黒区 諏訪市 志免町
 - ・2001年 八尾市 塩竈市 飯島町
 - ・2002年 燕市
 - ・2003年 八王子市
 - ・2004年 習志野市 三鷹市
 - ・2005年 練馬区 荒川区 足立区 板橋区 八潮市 柏市
 - ・2006年 豊島区 西東京市 国立市
 - ・2007年 **帯広市** **札幌市** 富士市 宝塚市 **下川町** 春日部市 東大和市 船橋市
 - ・2008年 **北広島市** 成田市 江東区 野々市町 菊池市 山鹿市 町田市
 - ・2009年 **釧路市** **別海町** 阿賀野市 吹田市 一関市 八代市 北社市
 - ・2010年 **函館市** **中標津町** 横浜市 川口市 合志市 枚方市
- 以上、56市区町(2010年10月現在) (理念型条例、総合政策型条例のみ)